

一般社団法人岩手県テニス協会情報公開規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般社団法人岩手県テニス協会（以下「本協会」という。）定款（以下「定款」という。）第50条第2項の規定に基づき、情報公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(法人の責務)

第2条 本協会は、この規則の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 情報公開の対象資料を閲覧ないしは複写した者は、これによって得た情報を、この規則の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(情報公開の方法)

第4条 本協会は、情報公開の対象に応じ、公表、資料の事務所備え置き並びにインターネットの方法により行うものとする。

(資料の事務所備え置き)

第5条 本協会は、法令に従い、資料の事務所備え置きを行い、正当な理由を有する者に対し、その閲覧ないしはその一部を謄写させるものとする。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第6条 本協会の事務所備え置きの対象とする資料の閲覧場所は、主たる事務所とする。

2 閲覧の日時は、本協会の業務時間とし、閲覧希望者に対し、閲覧日時を指定することができる。

(閲覧等に関する事務)

第7条 閲覧希望者から資料の閲覧等の申請があったときは、氏名、連絡先及び閲覧等の目的を記載した書面の提出を受け、閲覧に供する。

2 謄写を希望する者から謄写の請求があったときは、謄写の可否を判断し、可能な場合は実費負担を求め、これに応じる。

(インターネットによる情報公開)

第8条 本協会は、第7条の規定による情報公開のほか、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。

2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は会長が定める。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月28日から施行する。